

令和2年度決算に基づく

健全化判断比率

資金不足比率

説明資料



結城市 企画財務部 財政課

目次

I 健全化判断比率及び資金不足比率の概要	1
1 概要	1
2 対象会計	1
II 令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果	3
◎算定結果	3
◆実質赤字比率	4
◆連結実質赤字比率	5
◆実質公債費比率	6
◆将来負担比率	8
◇資金不足比率	10

I 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

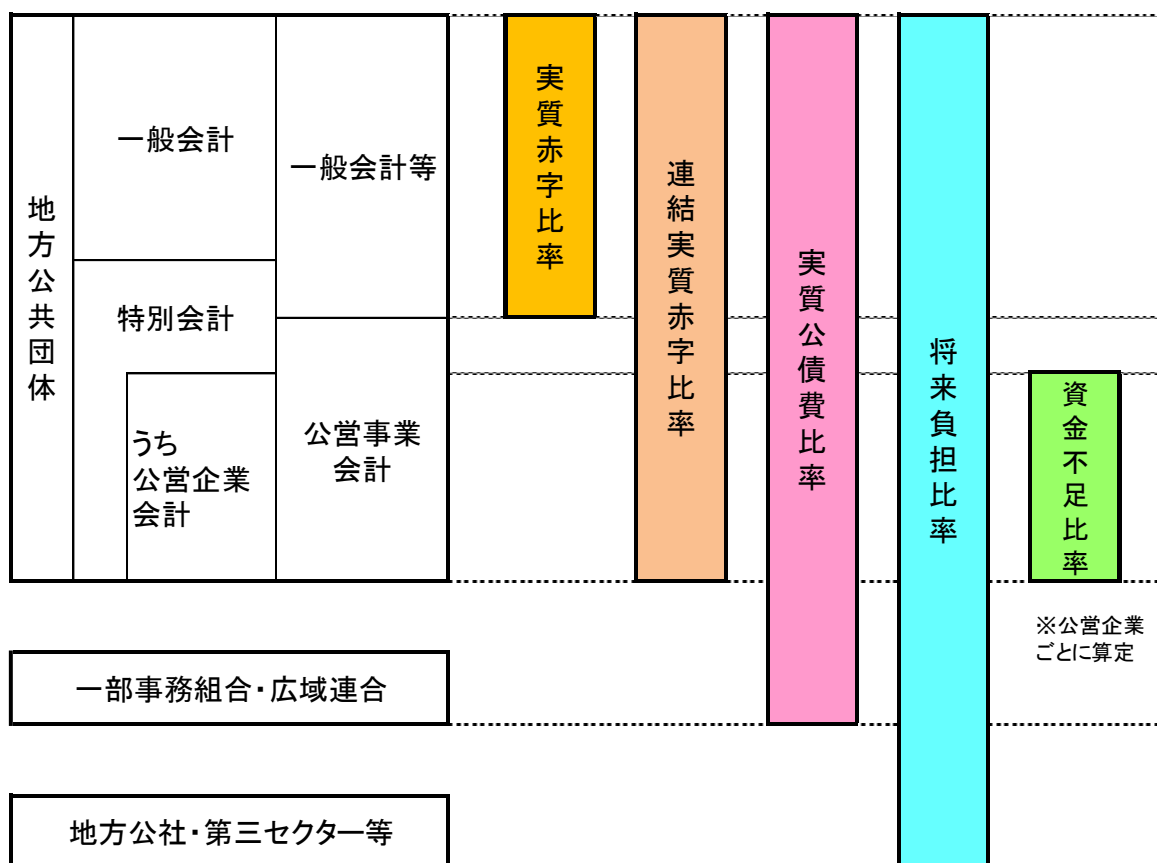
1 概要

平成 19 年度に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年 6 月 22 日公布）において、地方公共団体の財政の健全性を示すものとして定められた指標が、健全化判断比率と資金不足比率（2つを総称して「健全化判断比率等」という。）になります。

健全化判断比率には、「①実質赤字比率」「②連結実質赤字比率」「③実質公債費比率」「④将来負担比率」の 4 つの指標があり、資金不足比率とあわせて、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないとされています。

2 対象会計

総務省で示している対象会計は、次の図のとおりです。



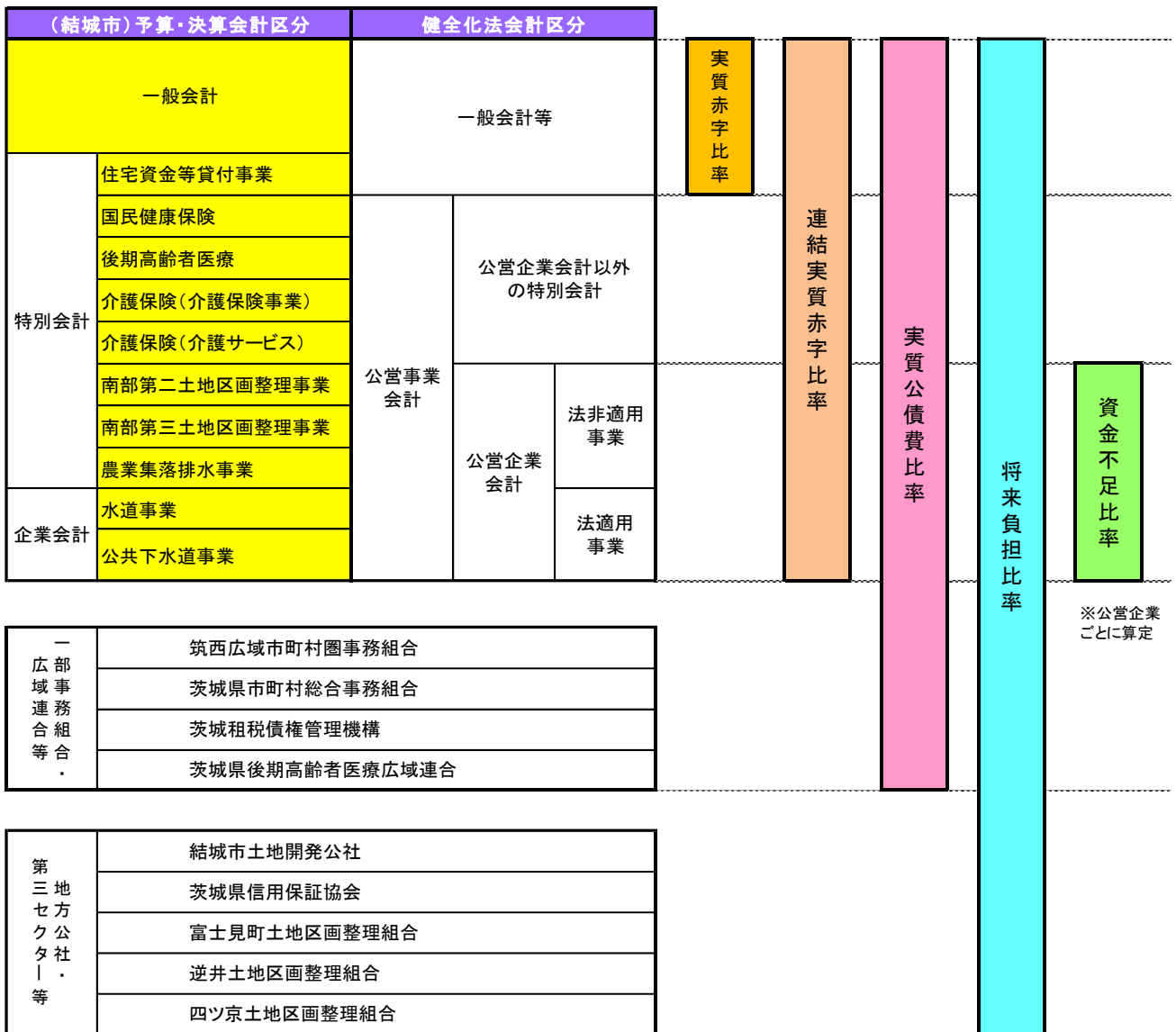
※ 健全化判断比率のうちいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合には「財政健全化計画」を定めることとなります。

※ 再生判断比率（健全化判断比率①～③）のいずれかが「財政再生基準」以上となった場合には「財政再生計画」を定めることとなります。

※ 資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合には「経営健全化計画」を定めることとなります。

（★指標の公表は平成 19 年度決算から、財政健全化計画策定の義務付け等は平成 20 年度決算から適用）

総務省で示した対象会計を結城市の会計に置き換えると、次の図のようになります。



※ 実質公債費比率は、公営事業会計のほか、一部事務組合等が負担する公債費を含めた額で、結城市の一般会計等が負担しなければならない額を対象とします。

※ 将来負担比率は、公営事業会計や一部事務組合等のほか、土地開発公社や土地区画整理組合等を含めた将来負担すべき額で、結城市の一般会計等が負担しなければならない額を対象とします。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し、結城市では5つの会計が対象となります。

II 令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果

◎算定結果

(単位：%)

		2年度	元年度	早期健全化基準 (経営健全化基準)	財政再生基準
実質赤字比率		— (9.46) ※ ¹	— (6.88) ※ ¹	13.21 ※ ³	20.00
連結実質赤字比率		— (29.56) ※ ²	— (23.09) ※ ²	18.21 ※ ³	30.00
実質公債費比率		7.2	8.3	25.0	35.0
将来負担比率		54.6	42.5	350.0	
資金不足比率	南部第二	—	—	(20.0)	
	南部第三	—	—		
	農業集落排水	—	—		
	水道	—	—		
	公共下水道	—	—		

※¹ 実質赤字比率は算定されなかったため、「—」で表示し、実質収支額の黒字の比率を括弧書きで示しています。

※² 連結実質赤字比率は算定されなかったため、「—」で表示し、実質収支額(黒字)と資金剰余額の合計の比率を括弧書きで示しています。

※³ 実質赤字比率と連結実質赤字比率における早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模により値が異なります。

すべての指標の分母となる「標準財政規模」とは

地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、健全化判断比率4指標の分母に用いる重要な数値です。

標準財政規模は、「標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められ、標準的に収入し得る「経常一般財源」の大きさのことをいいます。

(単位：千円)

結城市の標準財政規模		2年度	元年度	増減額
		10,833,982	10,568,618	265,364
内訳	標準税収入額等	8,079,439	7,899,137	180,302
	普通交付税額	2,168,863	2,093,943	74,920
	臨時財政対策債発行可能額	585,680	575,538	10,142

◆実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を把握するのが「実質赤字比率」です。

一般会計等（結城市では一般会計、住宅資金等貸付事業特別会計）について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の標準的な規模を表す標準財政規模で除して比率を求めます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$



令和2年度の実質赤字比率

一般会計等の実質収支が黒字であったため、算定されませんでした。

実質収支額（黒字額）

（単位：千円）

会計名	2年度	元年度	増減額
一般会計	1,022,863	726,522	296,341
住宅資金等貸付事業	2,195	1,254	941
一般会計等 計	1,025,058	727,776	297,282

※実質収支＝歳入総額－歳出総額－翌年度へ繰り越すべき財源

☆参考までに、黒字額の比率を求めてみると・・・

$$\text{実質収支額（黒字額）の比率} = \frac{1,025,058}{10,833,982} = 9.46\%$$

標準財政規模に対する実質収支の黒字額の比率は、令和元年度決算の6.88%から2.58ポイント増加し、9.46%となりました。

これは、一般会計の実質収支額が、令和元年度決算の726,522千円に対して、令和2年度決算では296,341千円増の1,022,863千円となったことが主な要因です。

◆連結実質赤字比率

地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で除して指標化し、地方公共団体全体として見た収支における資金不足の深刻度を把握するのが「連結実質赤字比率」です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計・特別会計・企業会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$



令和2年度の連結実質赤字比率

すべての会計において、実質収支が赤字の会計及び資金不足が生じた会計はなかったため、算定されませんでした。

実質収支額（黒字額）及び資金剰余額

（単位：千円）

会計名	2年度	元年度	増減額
一般会計	1,022,863	726,522	296,341
住宅資金等貸付事業	2,195	1,254	941
国民健康保険	233,476	11,347	222,129
介護保険（介護保険事業）	142,953	174,797	△ 31,844
介護保険（介護サービス）	0	0	0
後期高齢者医療	1,310	1,346	△ 36
南部第二土地区画整理事業	60,333	90,934	△ 30,601
南部第三土地区画整理事業	41,136	41,579	△ 443
農業集落排水事業	1	1	0
水道事業	1,636,037	1,392,727	243,310
公共下水道事業	62,485	16	62,469
全会計 計	3,202,789	2,440,523	762,266

※一般会計から後期高齢者医療までは実質収支額、南部第二土地区画整理事業以下は資金剰余額で表示。

☆参考までに、黒字額及び資金剰余額の比率を求めてみると・・・

$$\frac{\text{実質収支額（黒字額）及び資金剰余額の合計の比率}}{\text{資金剰余額の合計の比率}} = \frac{3,202,789}{10,833,982} = 29.56\%$$

標準財政規模に対する実質収支額（黒字額）及び資金剰余額の合計の比率は、令和元年度決算の23.09%から6.47ポイント増加し、29.56%となりました。

これは、一般会計の実質収支が296,341千円増加したことのほか、水道事業会計が243,310千円の増、公共下水道事業会計が62,469千円の増となったことが主な要因であり、すべての会計では762,266千円の増となっています。

◆実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準ずる経費を、その団体の標準財政規模で除したもの（但し、分子・分母双方から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額（普通交付税算入額）を差し引く）の3カ年の平均値で指標化し、資金繰りの危険度を示す指標です。

$$\text{実質公債費比率 (各年度)} = \frac{\text{公債費及び公債費に準ずる額} - \text{特定財源} - \text{普通交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税算入額}}$$

※特定財源とは、公債費に充当した貸付金元利収入や公営住宅使用料、都市計画税等をいいます。

※普通交付税算入額とは、
 ・事業費補正により基準財政需要額算入された公債費
 ・災害復旧費等（公債費）に係る基準財政需要額
 ・密度補正により基準財政需要額に算入された公債費
 をいいます。

分子の計算

（単位：千円）

項目	30年度	元年度	2年度	元年度→2年度 増減
①公債費の元利償還金の額	1,385,294	1,347,387	1,377,945	30,558
②積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0	0
③満期一括償還の元金償還金	0	0	0	0
④公営企業の公債費に要する繰入金	662,034	666,496	541,853	△ 124,643
⑤一部事務組合等の公債費負担金等	91,942	96,577	90,114	△ 6,463
⑥公債費に準ずる債務負担行為	161,519	116,802	117,582	780
⑦一時借入金利子	0	0	0	0
公債費等額（①～⑦の計）A	2,300,789	2,227,262	2,127,494	△ 99,768
⑧特定財源	301,651	322,429	300,137	△ 22,292
⑨普通交付税算入額	1,269,883	1,209,784	1,194,857	△ 14,927
分子 計（A－⑧－⑨）	729,255	695,049	632,500	△ 62,549

分母の計算

（単位：千円）

項目	30年度	元年度	2年度	元年度→2年度 増減
⑩標準財政規模	10,586,452	10,568,618	10,833,982	265,364
⑨普通交付税算入額	1,269,883	1,209,784	1,194,857	△ 14,927
分母 計（⑩－⑨）	9,316,569	9,358,834	9,639,125	280,291

○左の表を算定式にあてはめると、

単年度比率

$$\begin{aligned}
 30 \text{ 年度} &= \frac{729,255}{9,316,569} = 7.82751 \% \\
 \text{元年度} &= \frac{695,049}{9,358,834} = 7.42666 \% \\
 2 \text{ 年度} &= \frac{632,500}{9,639,125} = 6.56180 \%
 \end{aligned}$$



令和2年度の実質公債費比率（3カ年平均） = 7.2%

○前年度比較

元年度	単年度比率		2年度
8.3%	29年度	9.76385	7.2%
	30年度	7.82751	
	元年度	7.42666	
2年度	6.56180		

令和2年度決算では、令和元年度の8.3%に対し1.1ポイント減の7.2%となりました。また、単年度の比率は、令和元年度の単年度比率に対して約0.9ポイントの減となっています。単年度の比率が、令和元年度と比較して減となった主な項目は次のとおりです。

（分子：△62,549千円）

- ・ 公営企業の公債費に要する繰入金の額が124,643千円の減
- ・ 一部事務組合の公債費負担金等の額が6,463千円の減

（分母：+280,291千円）

- ・ 標準税収入額等の増により、標準財政規模が265,364千円の増
- ・ 道路橋りょう費算入額等の減により、普通交付税算入額が14,927千円の減

以上のように、分子の減少、分母の増加により、単年度比率では約0.9ポイントの減少となっています。

また、過去のピーク時である平成20年度の17.3%と比較すると、10.1ポイント減少しています。

◆将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）から、この負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準財政規模で除したもの（但し、分子・分母双方から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額（普通交付税算入額）を差し引く）で指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

なお、将来負担額には、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業会計の公債費に対する繰入見込額、退職手当負担見込額、加入している一部事務組合の債務に対する負担見込額等が含まれます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{普通交付税算入額 D}}$$

※普通交付税算入額Dは、実質公債費比率で求めた数値を用います。

分子の計算

（単位：千円）

項目	2年度	元年度	増減額
①地方債の現在高	16,837,951	15,713,480	1,124,471
②債務負担行為に基づく支出予定額	375,705	472,233	△ 96,528
③公営企業債等繰入見込額	5,170,797	5,784,161	△ 613,364
④組合等負担等見込額	549,241	404,964	144,277
⑤退職手当負担見込額	2,653,672	2,742,043	△ 88,371
⑥設立法人の負債額等負担見込額	0	1,834	△ 1,834
⑦連結実質赤字額	0	0	0
⑧組合等実質赤字負担見込額	0	0	0
将来負担額 A (①～⑧の計)	25,587,366	25,118,715	468,651
⑨充当可能基金	4,271,932	4,772,169	△ 500,237
⑩充当可能特定歳入	2,103,227	2,265,523	△ 162,296
⑪基準財政需要額算入見込額	13,948,629	14,102,058	△ 153,429
充当可能財源等 B (⑨～⑪の計)	20,323,788	21,139,750	△ 815,962
分子計 (A-B)	5,263,578	3,978,965	1,284,613

分母の計算

（単位：千円）

項目	2年度	元年度	増減額
⑫標準財政規模 C	10,833,982	10,568,618	265,364
⑬普通交付税算入額 D	1,194,857	1,209,784	△ 14,927
分母計 (C-D)	9,639,125	9,358,834	280,291

○左の表を算定式にあてはめると、

$$\text{将来負担比率} = \frac{A \ 25,587,366 - B \ 20,323,788}{C \ 10,833,982 - D \ 1,194,857} = \frac{5,263,578}{9,639,125} = 54.6 \%$$



令和2年度の将来負担比率 = 54.6%

○前年度比較

$$(\text{元年度}) = \frac{A \ 25,118,715 - B \ 21,139,750}{C \ 10,568,618 - D \ 1,209,784} = \frac{3,978,965}{9,358,834} = 42.5 \%$$

令和2年度決算では、令和元年度の42.5%に対し12.1ポイント増の54.6%となりました。各算定項目における主な増減と影響は次のとおりです。

(分子：+1,284,613千円)

- ・ 地方債現在高
市庁舎建設事業債の増により1,124,471千円の増
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額
逆井土地区画整理組合借入金償還費助成金の減により96,528千円の減
- ・ 公営企業債等繰入見込額
公営企業地方債現在高の減により613,364千円の減
- ・ 組合等負担等見込額
筑西広域市町村圏事務組合の地方債現在高の増により144,277千円の増

(分母：+280,291千円)

- ・ 標準財政規模
標準税収入額等の増により265,364千円の増
- ・ 普通交付税算入額(控除項目)
道路橋りょう費算入額等の減により14,927千円の減

以上のように、分子、分母ともに増加となっていますが、地方債現在高の増加と充当可能基金の減少により分子の額が大幅に増加したため、比率は12.1ポイントの増加となっています。

また、過去のピーク時である平成19年度の124.1%と比較すると、69.5ポイント減少しています。

◇資金不足比率

公営企業会計の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが、「資金不足比率」です。

$$\text{資金不足比率（公営企業会計ごと）} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

（資金不足額）

- ・ 法適用企業：（流動負債＋建設改良費等以外の目的で発行した地方債現在高－流動資産）
－解消可能資金不足額
- ・ 法非適用企業：（繰上充用額＋支払繰延・事業繰越額＋建設改良費等以外の目的で発行した地方債現在高）－解消可能資金不足額

（事業規模）

- ・ 法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額
- ・ 法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額



令和2年度の資金不足比率

すべての公営企業会計において、資金不足額は生じなかったため、算定されませんでした。

○参考として、資金剰余額を公営企業会計ごとに表示。

資金剰余額

（単位：千円）

会計名	2年度	元年度	増減額
南部第二土地区画整理事業	60,333	90,934	△ 30,601
南部第三土地区画整理事業	41,136	41,579	△ 443
農業集落排水事業	1	1	0
水道事業	1,636,037	1,392,727	243,310
公共下水道事業	62,485	16	62,469

※資金剰余額は、「連結実質赤字比率」の算定にも用います。

※水道事業及び公共下水道事業は「法適用企業」、それ以外は「法非適用企業」です。